

平成25年度

圏域別公聴会の概要（浜田圏域）

< 開催日時等 >

平成25年8月8日（木）13:30～16:30 浜田合同庁舎会議室

健康福祉部

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [浜田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	05浜田	03_地域保健対策	06_その他	糖尿病について	糖尿病関連の医療費が突出して多いということに意見を申し上げたい。ネットの引用だが、平成24年度の国民医療費が24兆5000億円で、この中で透析利用も含め糖尿病関連の医療費が3兆円かかっている。厚労省は生活習慣病として、糖尿病のほか高血圧、脳卒中等6つとしているが、この中で糖尿病が突出して医療費が多い。県も取り組みを行っているが、効果が上がっていないように思う。糖尿病は、この疾病が医療費を多額にかける疾病であること、生活習慣病であるので自助努力をしないといけないこと、これら糖尿病の疾患の啓発を行うこと。もう一つ、診療する医師にも糖尿病患者の保健所に届け出るぐらいの取り組みをしないと、現状打破は難しいのではないかと。	糖尿病の対策について、まず普及啓発ということで、糖尿病週間に併せた様々な活動、各地での講演会とか、世界糖尿病デー11月4日に併せたブルーライトイベント等様々な啓発を行っているほか、各地域、圏域でも講演会や広報、機関紙等で患者の皆様への啓発に加えて、糖尿病の危険性を周知しているところ。また、もう一つ指摘もいただいた糖尿病の方々の管理については、ご指摘のように糖尿病対策では管理というのが重要なポイントだと思っている。重症化予防とその合併症の予防のために、保健所で登録といったものではないけれども、各圏域において特定健診の結果をもとに要指導の方を市町村で把握して、管理をしていく、早期から食事や運動等に関する指導をしていくという体制づくりを行っている。また圏域の実情に応じて、糖尿病の管理マニュアルというものを作成して、一般診療所の先生方、それから糖尿病の専門医の先生方との連携強化を図っていくということもやっている。県でも医師会の先生方のご協力を得て、糖尿病予防管理指針というものも作成し、これの普及啓発も含めて各行政や関係機関、病院が連携した対応を行っている。引き続き糖尿病対策しっかり頑張っていきたい。先生方のご協力をお願い申し上げます。	糖尿病対策の充実を図るため、従来の活動に加えて、以下のことを実施した。 ・各保健所単位に、年度当初に作成し「糖尿病管理指針(第2版)」の周知徹底のため、関係者の研修会を開催した。 ・糖尿病の合併症である「腎臓病」をテーマにした研修会を関係団体と協力し開催した。 ・働き盛りの方の現状を把握するために、事業所等の検診データの分析を行った。今後結果を精査した上で、広報をしていく予定である。 ・市町村の担当者を集めて、効果的な特定保健指導の実施に向けた好事例紹介等を実施した。	健康推進課	浜田市医師会	8月8日
2	05浜田	02_地域医療対策	02_医療従事者	看護師の確保対策について	看護師の確保対策について当施設は悩んでいる。夜間保育については、全国の企業内保育が採算があわないということで撤退しているなか、一企業、施設に夜間保育を任せておくのはどうかと思っている。それから、看護師を辞めていく理由に子育てや介護の問題を抱えていることがあるようだ。子どもや認知症の親御さんを持っていても、看護師の仕事ができるようにするにはどうしたらよいか。	看護職員確保対策について、県は従来から4本柱で確保対策を行っている。一つが県内進学への促進。民間の看護師等養成所に運営費を助成したりガイドブックを作ったりしている。二つ目が、県内就業の促進。学校・養成所を卒業後、県内の医療機関、あるいは介護施設等に勤めていただくため、看護学生就学資金の貸与や病院ガイドブックの発行などを行っている。三つ目が離職防止。勤務環境の整備をするということ。例えば子育てをする場合、病院に院内保育所があればそこに子どもさんを預けて看護師の仕事が続けられる。そういう方が結構いらっしゃると思うので、院内保育所の整備についての助成をしており、23年度3ヶ所、24年度3ヶ所、院内保育所が整備された。四つ目が再就業の促進。何らかの理由で一旦看護の職を離れられた方が、再度勤めてみよう、復帰しようという時に、いきなりはというのがあるので、3ヶ月間研修期間を設け、その期間の人員費を県が支援するという事業を今年から始めた。それからもう一つ、潜在看護師の把握。看護職員さんについては、医療機関などに勤めておられる方しか把握できないので、免許を持っておられる方は届け出をするような流れにと変わりつつある。それにより連絡先が把握できれば、いろいろ働きかけもでき、再就業の促進につながるものと期待。病院内保育所について、現在53病院中17病院が設置。その内24時間保育を行っているのが10病院という状況。 また、認可保育所といわれる保育所の夜間保育の制度は、これは、まず保育所開所時間おおよそ11時間ということにしており、午後10時までというのがベース。それに延長保育を前後6時間ずつつけられトータルで23時間はあけられるというのを制度的には想定しているということ。実態としては県内に3ヶ所夜間保育をやっているところがあり、一番長いところで朝の8時から夜中の2時ぐらいまでというかたちでやっておられる。これも一定程度需要がないとなかなか夜間保育は成り立たない。県内の3ヶ所の定員でいいますと45人のところが1ヶ所、20人定員が2ヶ所ということになっている。病院の方がどういうふうにやっておられるかということで、毎日24時間というのはなかなか難しいようで、24時間対応する日を決めて、その日にそういう保育が必要な親御さんのシフトを夜勤に持っていただくことで調整をしながらやっておられる。 また、認知症の家族の方をみていらっしゃる職員の方、仕事を続けていくにはというご意見について、認知症の方も、現在県内でも75歳以上の方の人口増えてきて、数としてはだんだん増えてきているという状況。昼間だけでなく、夜間での仕事しながらの介護は、非常にご苦労がある。現在認知症の方の外部サービスとしては、施設系だとグループホームとか、あと昼間通っていただくデイサービスがある。新しいかたちとしては、浜田の圏域でも7ヶ所程度あるが、昼間通いもしながら必要な時には泊りもできるという地域密着型のサービスというのも出てきている。地域包括センターの方へご相談いただければ、また、県としてもこういった情報をきちんと発信できるように取り組んでいきたい。	看護職員確保 看護職員が、子育て・介護をしながら仕事が続けられるように、労働局や看護協会などの関係団体と連携し、医療機関へアドバイスをを行うなど看護職員の勤務環境の改善を図ってまいります。 [家族介護] 介護を理由に仕事を辞める人が増えないように、働きながら介護する人への支援が必要と考えており、次のような施策を進めている。 ・介護が必要な方が家族介護のみならず生活できるように、在宅サービスの提供体制の整備。 ・介護者の負担軽減を図るため、ショートステイや必要ときに宿泊ができる小規模多機能型居宅介護などの充実。 また、家族の身体的・精神的負担等の軽減を目的とした事業を実施している市町村があるので、市町村や地域包括支援センターにご相談いただきたいと思います。	医療政策課 高齢者福祉課 青少年家庭課	西部島根医療福祉センター	8月8日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [浜田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
3	05浜田	02_地域医療対策	01_医療提供体制	在宅医療支援について	在宅医療を支える、我々の施設では障がいのある方を診ているので、在宅の障がい者に限ったことになるけれども、訪問していくには範囲が広く、訪問用の車両の維持、ガソリン代を維持することが難しく、公民館単位で診療等を行えるようなバックアップがいただけないか。それから、訪問介護・訪問医療に行く職員のレベルアップにどのような手段があるのか、お聞かせ願う。	在宅医療を推進していくには、ご指摘の通り往診とか、訪問診療、医療機関の確保とか、訪問看護師をはじめとする人材の確保が必要であると同時に、人材育成が重要である。昨年、保健医療計画を改定したところだが、その中で在宅医療の項目を全面的に見直しをして、二次医療圏ごとに在宅医療の医療連携体制を構築するという事で、体系図を作成した。数値目標も設定をし、施策の方向を記載しているところ。在宅医療施策の方向は、市町村を単位として小児・障がい児・難病患者・認知症患者・高齢者等在宅医療が必要な患者を支える医療連携体制を構築するという事としている。圏域ごとに保健所が調整役となり、関係機関の意見を聞きながら地域の実情に合った在宅医療の推進に取り組むということとしている。具体的な事業として、国の方から地域医療再生基金ということで交付を受けながらいろいろな事業を行っているが、今般新たに積み増し分の基金の内示を受けた。全体で9億5000万ということで、今年度から27年度まで3ヶ年で実施するという事で計画を策定。継続的な医師等の確保対策ということもあるが、在宅医療の推進ということで大々的に行っていくということにしている。在宅医療に関する連携ということでは、現在まねネット、診療情報の共有ということでも全圏域のネットワークを今年の1月から全面的に運用を始めている。そのまねネットを活用しながら在宅医療の推進をしていくということ、現在は病院と病院の連携、それから訪問看護師との連携だが、これからは在宅医療にも拡充していくということ、例えば訪問看護ステーションとか調剤薬局、あるいは介護施設といったところとつなぎ、在宅を支えるような体制を作っていくということにしている。それから訪問看護師を対象とした研修会の開催とか訪問看護ステーションの整備とかを具体的にこれから取り組んでいくということもしている。こうした事業を進めていくにあたり、今後とも地域の皆様方のいろいろご意見を聞きながら進めていきたいと思っているのでよろしくお願ひしたい。	平成24年度の国補正予算による地域医療再生基金(増分)を活用して、訪問看護に従事する看護師の研修に関する事業を実施することとしている。 具体的には、以下を行う。 ①訪問看護師の経験がおおむね5年以内の看護師を対象とした現任研修に関する事業 ②訪問看護ステーション管理者を対象とした研修及び意見交換	医療政策課	西部島根医療福祉センター	8月8日
4	05浜田	03_地域保健対策	02_難病施策	二分脊椎に関する医療について	日本二分脊椎症協会の島根県支部の会員は現在24名。まだ支部に入っておられない患者さんが県内にも多くいると思うが、患者数が少なくまだ皆さんに認知されていない障がい医療関係者も理解されてない方が多いと思う。二分脊椎の患者は年齢や障がいの部位により様々な障がいがあり、治療を複数の科で受けなければならない、また病院も県内にないため遠方の病院に行く患者も多くなる。精神的、身体的、経済的にもいろいろな面で負担がかかっている。この二分脊椎は治ることがなく一生つきあわなければならない障がいであり、是非にトータルケアができる専門的な病院、受診科が県内にあるとよいと思う。負担面では、遠方の病院に、入院や手術のためでなく、毎月、毎年の通院が負担となっており、通院のために泊まる、交通費がかかるという身体的にも精神的にも負担であることを理解して欲しい。	各種の稀少な疾病も含めて島根県内の医療機関では、総合的な治療として県立中央病院、あるいは島根大学医学部附属病院といったところでやっていただきたいと、県としては期待をしているところだが、稀少疾患等につきましては県外の医療機関に受診されている状況があるということも存している。県ではそういった県内の医療機関で治療が困難な疾患によって、県外の医療機関で手術を受けざるを得ない、あるいは入院しなければならないといった場合に、ご家族の経済的負担の軽減を図るために、障がい児医療支援事業として交通費等の助成や滞在資金の貸し付けという二種類の助成制度で支援を行っているところ。医療のサポートにつきましては、今後ともこうした制度の普及啓発を進め、二分脊椎症をはじめとした障がい児、家族の方々に対して支援を続けていきたいと考えている。また、ご指摘の通り、現在の制度は、居住地に応じて定める基点から150キロを超える医療機関への10日以上以上の入院に対しての貸し付けの制度で、通院にかかる費用の資金の貸し付けになっていないという状況である。本日のご意見を受け、どんな対応ができるかということを検討したいと思うので、引き続きいろいろ情報提供等をしていただきたい。	二分脊椎症等の長期に渡って在宅での医療的ケアが必要な患者さんに対しては、一人一人の療養に合わせたケアを行うため、保健所や市町村において「在宅療養支援ファイル」を患者毎に作成し、患者さん・ご家族に寄り添いながら訪問を含めた支援を行っているため、何時でも保健所や市町村へのご連絡をいただければと思う。 また、患者さんや患者さんのご家族が相互に情報交換したり、学習会の開催等の支援を行っている。いろいろな機会を通して皆様にお知らせするので、積極的な参加をお願いしたい。 なお、通院に要する負担に対しては、障がいの状態に応じ、できるだけ近隣での受診が可能となるように医療機関等との調整支援や家庭への訪問相談などの支援を充実させ、患者さん・ご家族の負担軽減を図っていくので、遠慮なく保健所へご相談いただきたい。	健康推進課	日本二分脊椎症協会島根支部	8月8日
5	05浜田	03_地域保健対策	02_難病施策	二分脊椎症者の目に見えない障がいへのサポートについて	二分脊椎症は、障がい患者によって様々であるということで、例えば車いすを使用し上下肢装具をつけている子、あるいは普通に見えるけれど排尿障がいや精神的障がいのある子たちもおり、教育現場や地域とかで偏見をもたれ悩んでいる、そして社会に出て就職しても続かなかったり、いじめがあったり辞めざるを得ないケースも現実にある。こういう障がい者も共生できる生きやすい環境を皆さんに考えていただきたい。	様々な障がいの特性を理解して、その上で障がいの方が困っていらっしゃることに對して、ちょっとしたお手伝いが実践できる人、あいサポーターを養成してどんどん拡大していこうというあいサポート運動に取り組んでいるところ。このあいサポート運動、現在大人の方が対象で、昨年もご要望をいただいたが、地域の小学校で障がいのあるお子さんも一緒に教育を受けるようになって、学童期の子どもの障がい者に対する理解も、やはり重要な課題だという認識をしている。先ほどもお話にもあった、特にトイレの関係で非常に悩んでいらっしゃるということもある。そういうことで運動を大人だけではなく全世代で広めていこうと、今年度は小学校の高学年向けの教育用の教材、資料を現在作成している。これを年度内に完成させて、配布させていただいて、学校の学習の場で普及啓発を進めていきたい。 また、障がい者の福祉というのは、施設・病院から地域社会へということを進めており、サービスのレベルや中身がだんだん充実しているが、サービスがいくら充実しても、やはり心のバリアフリーがないとなかなか地域であるいは学校で生き辛いのだということをお聞きしている。この心のバリアフリーというのは、私どもにとっても、究極の障がい者施策につながると思っている。あいサポート運動について、是非とも皆様方にもご協力をいただき、県民運動の輪を一層広げていけたらと思っているのでよろしくお願ひしたい。	小学校でもあいサポート運動に関する学習が取り込まれるよう、学習用資料を作成し、年度内に全小学校に配布する予定。	障がい福祉課	日本二分脊椎症協会島根支部	8月8日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [浜田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
6	05浜田	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	保育所整備と子ども子育て会議について	<p>待機児童が全国的に発生している中で、安心子ども基金というのがあるが、保育所の整備事業などというものに予算が計上されて、園が整備されたり新設園ができたりということ、島根県もそういう予算の中でいろいろな整備ができた、保育が拡大されてきたわけだが、今後その安心子ども基金というのがどうなるかというの、私たちがよく理解できない部分がある。新しく整備されている園はすごく整備されるけれども、既存の園でも耐震化をしなければいけないとか、老朽化を食い止めて改善したりという問題もいっぱい残っている。この安心子ども基金というのは、大規模整備を中心に予算立てされていたもので、これも25年までは一応そういうかたちだと思うが、この予算がどういうかたちで継続されるかということを少し聞かせていただきたい。それから職員処遇の改善ということが言われて、今年度そういう職員の処遇改善ということで予算付けができていて、これも安心子ども基金の中の上乗せという予算取りになっている。この制度自体が社会保障と税の一体化ということで、消費税額を上げた中でだんだん進めていくという取り組みの中で、この職員処遇改善ということがどういう形で進み、どういう形で継続されていくかということ分からないので教えていただきたい。</p> <p>2点目、今こうした保育の要望がある中で、国でも「子ども子育て会議」が進められ、平成27年の4月から法律に従った保育制度の改革ということで進められている。国では「子ども子育て会議」ということを進めて大枠の内容が検討されているけれども、地方分権で先ほど言われたように県でも町村でも会議を持ちながらその地方に合った保育を進められるようになっていくと聞いている。県での「子ども子育て会議」がどういった構成メンバーか、地域性を配慮したという会議の仕組みになっているかということ、今現在27年度4月に向けての制度の原型がどこまで進んでいるかということ分かる範囲でお知らせいただければありがたい。それから制度自体、私たちは保育所ということで進めているが、浜田市にも認定子ども園という園がある。その認定子ども園のとらえ方を、どうしていったらいいかというのが理解できないけれども、今後認定子ども園という位置づけを、行政としてはどう考えておられるかなということも聞かせていただければありがたい。</p>	<p>安心子ども基金単年度の実施要綱で、一年一年、この年にはこういうふうにするということ、それが毎年延長になって今日に至っている。保育所処遇改善事業も、保育所の施設整備もこの基金でやっている。これは国の予算化の仕方ということになるので、継続することを期待しているし、国にも継続するようにお願いをしているところ。特に施設整備関係は、先ほど言われたように計画的に整備をしている。条例上の委員定数は20名で、専門委員や専門部会も設けられるようなかたちになっているが、具体的なメンバーについては今検討中。ただ、保育所の関係者、幼稚園の関係者、事業主とか労働団体の方、それから子ども保護者さん、そういう方にもご参加をいただきたいということで今委員を選考中。今後の大きな流れとしては、市町村の方で子育て中の皆さんに保育ニーズの調査をされる。そのニーズ調査に基づいて、どういったサービスがあるのか、保育所あるいは幼稚園というところがどうかという議論をまず市町村の方でやっていただき、それを積み上げた形で、県としての政策を作っていくという大きな流れになっていくかと思う。そのあたり、まだ具体的なところがみえないので、具体的に市町村とも情報交換しながら進めていきたい。</p> <p>それから認定子ども園の関係は、ご承知のように認定子ども園法も改正になり、今までは認可の保育所と認可の幼稚園これが一体となって認定子ども園というかたちで運営されれば、県が条例で認定子ども園を認定するという仕組みだったが、今後は法改正になったので、保育所としての認可、幼稚園としての認可ではなくて、認定子ども園として1本で認可されるという制度になる。それからこれまでは保育所については保育所運営費、幼稚園については就学援助費というかたちで公的な支援だったが、それを今後は1本化して子ども子育て支援給付と施設型給付というかたちになっていくので、このあたりが制度的には変わってくるということになる。大きな流れでいうと、一番最初にこの子ども子育ての新しい仕組みを考えられた時には、教育と保育を一体的に提供するというのが一つの大きな理念だったので、そういう方向で総合子ども園というのが構想され、この時には、私立も公立も最終的にはこの総合子ども園になるという義務付けまでするという方向で議論がされていた。最終的に消費税の三党合意を図る際に、そういう方向ではなくて、先ほどのような形で認定子ども園として認可を受けやすくするということがやるけれども、そういう義務付けはしないということが確認されたし、私立の保育所に関していえば、今まで通り市町村から委託を受けて運営ができるということの確認もされた。そういう意味でいうと、認定子ども園これからどうなるのかというのは、一つは市町村におけるニーズ調査の結果等を踏まえて、どういうニーズが地域にあるのかということ、それから経営をされる立場からいえば、先ほどの給付費等がどうなっていくのかということも、それぞれ考え合わせながら進んでいくのではないかと思う。</p>	<p>[平成26年度の安心子ども基金] 平成25年度と同様に保育所緊急整備事業や保育士人材確保事業に利用できることとなっている。 一方で、保育士等処遇改善臨時特例事業については、安心子ども基金事業から外され、保育緊急確保事業として、平成26年度も継続実施される見込みである。</p> <p>[島根県子ども・子育て支援推進会議の構成] 子どもの保護者、保育所関係者、幼稚園関係者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、学識経験者、行政関係者については、各団体からの推薦等に基づいて委員を選任し、加えて公募による委員も選任するなど、幅広い分野から16名の委員を任命した。</p> <p>[国における新たな制度の検討状況] 国においては、「子ども・子育て会議」において、保育の必要性を認定する基準、施設型給付等の対象となる施設が適正な運営を確保できる体制があるかなどを確認するための基準、市町村が事業を認可することになる地域子ども子育て支援事業の基準などの検討が概ね終了し、今後、関係する政省令が策定され、今年度末には示されることになっている。なお、施設を運営する経費の単価（公定価格）や利用者負担の額については、引き続き検討され、今年4～6月にかけて骨格や仮単価が示されることになっている。 ※新たな制度の検討状況の詳細は内閣府のホームページに掲載されているので参照されたい</p> <p>[認定子ども園に関する県の考え方] 新たな制度の計画策定指針においては、保護者の就労状況の変化に関わらず柔軟に子どもを受け入れることができる「認定子ども園」の普及に取り組むことが望ましいとされており、県としては保育所や幼稚園などに必要な情報などを提供していくこととしている。</p>	青少年家庭課	浜田市保育連盟	8月8日
7	05浜田	02_地域医療対策	02_医療従事者	保育の充実について	<p>看護師で働きたい方が実は保育園の問題で就職できないということがあった。特に年度途中の保育園の利用が非常に困難だということを感じている。あと土曜日とか祝日、日曜日、先ほど夜間保育の問題が出たけれども、夜間の前に土曜日、日曜日、祝日の利用をもっとできるようにしていただきたいというのが実感。この核家族の時代に、子どもを預けて働きたいという看護師というのはたくさんいるが、そのところがネックになって、本当は正職で働きたいけれども、パートでしかできないとか、そういったこともある。保育の問題は処遇の問題とかいろいろあるということをお聞きしたが、毎年看護師確保をということを提案していただいているけれども、保育の問題が解決しない限り看護師の確保は絶対ないと、私は実際にたくさん雇用していただいている。是非前向きに取り組んでいただきたい。</p>	<p>保育を充実していくというのが基本的な方向としてあり、待機児童の問題、それから年度中途からなかなか入りにくいという問題があるということも、いろいろところで指摘もされている。そういう意味で、今度の国の新しい子ども子育ての仕組みで、ご承知のように消費税引き上げて増税分0.7兆円をあてて、プラス0.3兆円、1兆円規模でお金もそこに積んで充実するという方向でやってきているので、流れとしては充実に向かうだろうと思う。その上で具体的な保育ニーズにどう応えていくのかということについて、やはりこれは市町村でいろいろとご検討していただいて、どういうニーズがあって、どういうサービスを提供していくのかということをやっていただければと思う。県としてもバックアップをしていこうと思っており、そういうことが進むように協力をしたいと思う。</p>	公聴会時の回答のとおり	青少年家庭課	浜田圏域訪問看護ステーション連絡会	8月8日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [浜田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
8	05浜田	04_高齢者施策	01_介護保険制度	食事、宿泊費の減額助成について	5月から複合型の小規模多機能を運営しているがそこで非常に実感しているのが社会福祉法人の例えば特養とか老健でショートステイを使ったりした場合は食事とか宿泊費の減額の助成があるけれども、地域密着型の小規模にしましては全く助成がない。今、生活保護の方で全く身寄りのない方で、非常に短い間隔で利用されているが、泊まりたくても助成がなくてなかなか泊まれないという問題がある。また通いたくても食事の補助がなくて大変困っている。同じ県民として、市民として、利用する施設でこんなに差別を受けるのかということを感じており、こういうことは是非県全体で考えてもらいたい。	小規模多機能の方の補助、いわゆる泊りの食事とか入居にかかる費用の補助について、おっしゃったように、いわゆる入所系の施設のところでは介護保険の制度上そういった仕組みが設けられているが、小規模というのは、居宅系のサービスの区分とされていることもあって、介護保険の制度の中で、対象になっていないというところがある。県で独自にそういった制度に上乘せをするということは、なかなか難しいということも理解していただきたいが、いずれにしても、所得の低い方への負担の軽減ということでは必要だと思っている。今後いろいろな場面でそういった声を、制度として考えていかなければいけないということも、機会があることに国の方にも伝えていきたい。なかなか今すぐにとれないが、ご理解をお願いする。	小規模多機能型居宅介護の利用者に対する食費や居住費を補助する補給給付はないが、生計困難者等に対して社会福祉法人等が同サービスを提供する場合に食費等の負担が軽減される制度がある。ただし、社会福祉法人等が行う場合に限られており、すべての小規模多機能型の利用者に対するものではない。軽減制度の拡充は、介護給付費の総額や県・市町村の負担を増やすことにもなるため、保険料と国・地方の負担のあり方を含めた議論が必要と考える。このたびの通常国会において、低所得者への負担軽減については、第1号保険料の多段階化・軽減強化を行い、世帯非課税（第1～第3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入するなど、更なる負担軽減が審議されている。	高齢者福祉課	浜田圏域訪問看護ステーション連絡会	8月8日
9	05浜田	06_障がい施策	07_その他	障がい者の制度と介護保険制度について	障がいを持たれている人というのは、従来の制度では生活介護だが、それが65歳になって介護保険の適用というところでございまして対応が変わってくる。介護保険で高齢者とかを考えると、介護保険は例えば70、80になったときにこうなっていくということ想定しているいろいろなことを対応されているけれども、生活介護の中では障がいがある人たちが介護の対象になっているが、そこでの入口というか65歳前後あたりの障がいを持っておられる人たちについて十分今の仕組みが適用しているのか、対応できているのかということも少し不安なところがある。また行政の方たちも、もっと関心を持ってみていただけたらいいと思う。おそらく入り口の方で、しっかりと判断でき、いろいろな物事ができて、体もしっかり動くような方たちが65になった途端に介護保険にということでも少し不便なところもあつたりする可能性がある。また興味を持ってきていただければと思う。また、6月の終わりごろに山陰中央新報に報道があって、潜在障がい者みたいな話があって、障がいをお持ちになりながらビックアップされていないとか、手帳も持たれない方、病気が怪我のために買い物や排泄・掃除など日常生活に困難を感じながら、障がい者としてあつただけの方たちが日本中だと132万人おられるというようなこと山陰中央新報社に出てい。こんなことがあるのかと思ったのだが、島根県の方にもおそらくいきわたらない、そういう認識が持たない方たちも何人かおられるのではないかなと思うので、また行政側から力添えしていただければよいと思う。	確かに65歳になると障がい者の方、法律の適用として優先されるのは介護保険の方になる。今ご指摘があったように、障がい者の方はやはり健常者の方と違った特性があるので、その特性に対応するにあたって、私の記憶のところでは介護保険で足りない部分は障がい福祉サービスを活用するという扱いになっているはずなので、そこあたりで調整する部分があればおそらく対応可能ではないかなと思っいる。もう一つ潜在障がい者のお話だが、これも6月の終わりぐらいに全国で推定で132万人いらっしゃるだろう、その内高齢者の方が77%ぐらいだという記事が載っていた。これは制度が十分伝わっていないというところがあると思うので、今後やはりそうした介護保険のヘルパーさんといった方々に対しても、障がい福祉サービスの研修をしたり、障がい福祉制度の周知ということに力を入れてやっていきたい。それから、相談支援の充実ということも必要になってくるし、それから132万人というすごい人数で、こういった方々が福祉サービスを利用されるということになると、サービスの提供体制の整備といったことも考えていかないとけないことになってくるので、今後の障がい福祉計画等を立てる中でもこういった要素を考慮に入れながら対応していかなければいけないだろうと思う。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	西川病院	8月8日
10	05浜田	02_地域医療対策	03_がん対策	がん対策の情報について	本日の県からの配布資料に、がん診療体制の強化ということで今年度の事業が出ているけれども、いろいろ書いてあるが、がん普及啓発総合推進事業という言葉としてはこうすれば非常にいいことをするのだろうと思うが、実際にどういったことをやっていただけるのか。それと、その次のがん予防対策評価基盤整備事業をやると書いてあるけれども、これ自体もこうすればがんが予防ができるのかということを知らせるだけの事業なのか、どういことをやるのかという具体的なことがはつきり分らない。具体的に、例えばこういう機器を入れるから県民の皆さんで募金をして、どこかへ新しい機器を入れて安心して生活できるようにという事業をやるとか、そういう具体的なことを知らせていただければと思う。どこかの病院に新しい医療機器が入った場合には、県民の皆さんが安心してできるように、何か分かるようにしていただければいいと思う。患者間でも、あそこ病院がいいから行つたと言う人が多いわけですので、やはりそういう情報、例えば医療センターでこういうのがきちんと治つたとか、県外へ行かなくても、こういうのが基金もあるし大丈夫ですよということが、なるべく安心できるようにさせていただければ、そういう情報でも出していただければいいと思うので、よろしく願います。	皆さん方のお手元に全ての病院の情報というのをお届けするのは、私どももなかなか難しいということがあって、できるだけ情報は統一させていただくようなかたちでがんのホームページの方も作っている。それから県外に出る方も多いという話があったけれども、いろいろな相談を受けるということに関して、がんの相談支援センターというのが、拠点病院である島根大学、松江日赤、浜田医療センター、県立中央病院、松江市立病院と五つある。それと益田地域の方で相談支援センターというのがある。そちらの方での情報がいろいろ取れることになっているが、その認知度が低いということが問題かと思っており、昨年、相談支援センターがありますよというところで、いろいろがんの相談はそこで受けてくださいということも周知をさせていただいた。こちらあたりも少し強化していきたい。それから情報については、今検討していて、がんのいろいろな方々のいろいろな治療方法、どこでどういことができるのかということが載せられるようなものを作っていこうと考えている。そちらの方も今年度中に作って皆さん方の方に配布しまして、それによって情報提供していきたいと考えている。それから、県の事業が分かりにくいということで、そちらの方も周知において、皆さんに分かりやすいように予算的なものも載せていきたいと考えている。がんも種別によっていろいろあるので、全部というのはなかなかできかねると思うが、できるだけ情報は流していくというかたちをとりたい。	がんに関する情報について ・県のホームページの「しまねのがん対策」からがん診療連携拠点病院の情報をとりまとめ「がん情報サービス」のデータにリンクし、情報提供を実施。 ・がん患者や家族の方にがんに関する情報等を提供するため、がんサポートブックを作成し病院や診療所等を通じて配布予定。	健康推進課	ほっとサロン浜田	8月8日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [浜田圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
11	05浜田	03_地域 保健対策	01_がん 検診	特定健 診・がん 検診につ いて	<p>本日の資料の中で特定健診、そしてがん検診の受診率がこの浜田圏域すごく低い。お隣さん県央圏域がすごく受診率が高いということで少しびっくりしている。特に肺がん検診などは49.3%二人に一人は検診を受けておられるということがこの数字で挙がっており、県央圏域の方ではどのような取り組みをして、検診等の受診率が上がっているのかということをお教えいただきたい。私たちがそういうかたちで取り組みを行いたいと思っている。私たちが声掛け等でいろいろな検診に誘い合うかたちを活動の一つにしている。もう一つ、今日お集まりの関係機関、そして各団体の皆様方に、自分たちの団体等でこの呼びかけをしていただいて受診率を上げるというの、やはりこの第一要望に対しましての早期発見早期治療につなげていける大切な取り組みになると思うので、そのことをお願いしたいのでよろしく願います。</p>	<p>特定健診の受診率の方は浜田圏域は、県央と並んで県内トップの成績でこちらについては充実している。所管の自治体の皆様のご努力、ご協力もあってこういった結果になっていると思う。一方がん検診の受診率につきましては、浜田圏域はいずれのがん種も県あるいは全国比べても低い状況にあるが、がん検診の受診率の向上については、例えば各種の研修会、実は一昨日も特になんかの予防について検診の重要性、非常に高いということで県の方で研修会を開いて、各圏域や各市町で行われている様々な取り組みについてご発表いただいて、意見交換するというような場を設け、受診率向上につなげる施策を県の方でも行っている状況。また、県央圏域の検診の受診率が高いことで、一つは市町村の方で積極的に呼びかけられているということ、大田市につきましては各自治会などを回られて講演をされたりという草の根的なことをされていると聞いている。それも一つも要因とされている。やはり草の根的な広がりがというのがやはり一番いいのかなと思っている。それともう一つは、昨年、一度検診の案内をした後に、受けられなかった方に対してもう一度電話なり葉書で通知をするというなかたちでやったところ、やはりその分受診率が上がったという結果が出ている。こういったことを各市町村の方へ情報提供しまして、取り組めるところは取り組んでいただくというかたちで、少しでも多くの方を知っていただくようにと考えている。</p>	<p>がん検診受診率の向上について、今後の取組の参考として、県がモデル事業として実施したがん検診未受診者への電話や通知する（コールリコール）事業の成果・課題や市町村で実施されている独自の取組などを市町村研修や会議の場を通じて情報を共有した。</p>	健康推進課	浜田市食生活改善推進協議会	8月8日